

木更津市市民活動災害補償制度

【 制度の目的 】

市民活動中の事故について、木更津市市民活動災害補償制度をもって補償することにより、市民活動の促進を図ること。

【 対象となる人 】

- ①傷害事故及び特定疾病事故：市民団体の構成員及び参加者
- ②賠償責任事故：市民団体及び市民団体の構成員

- (1) 市民団体：市民活動を目的に自主的に組織された団体で、主たる活動拠点を市内に置くもの。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする活動を行うものを除く。
- (2) 市民団体の構成員：市民団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びに市民団体の構成員又はその運営に従事する者で、市民活動に無報酬（実費弁償程度を含む。）で参加又は協力するもの。
- (3) 参加者：市民活動に直接参加する人。（市民活動のための施設の利用者又は市民活動のサービスを単に受けるものや乳幼児等は含まない。）

【 対象となる活動 】

- ①市民団体等が自主的・計画的（継続的）に行う公益性のある地域活動（地域社会活動、社会教育活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動等）。
- ②市の主催・共催事業のうち、市民活動に準じるもので市民が無報酬で参加する活動。

【 対象となる活動の判断基準 】

- ①公益性のある市民活動であるか
- ②無報酬で参加しているか（実費弁償は含みます）
- ③本来の職場を離れ、本人の自由意思で参加しているか

- (対象) その方の自発的な意思で他の人のために、あるいは自分の地域のために自主的に活動する団体の活動を対象とします。(他助活動＝他人のための活動)
- (対象外) 自分のための活動（自助活動）は自己責任で対応していただきます。
趣味・娯楽やスポーツ活動、お祭りなどの見物者は対象外となります

【 市民活動の対象にならない活動 】

- ①特定の政治、宗教を目的とした活動

- ②営利を目的とした活動
- ③学校・幼稚園・保育園の管理下での活動
- ④職業として行う活動
- ⑤企業や事業所を代表して行う活動
- ⑥自己の楽しみの活動（自己のために行う活動）、趣味を深める活動及び懇親を目的とした活動
- ⑦スポーツ活動を目的とした団体管理下の練習、試合、合宿、遠征中における指導者等以外の団体構成員の活動
- ⑧海外での活動

【 補償の内容 】

本制度は「傷害補償」「特定疾病補償」と「賠償責任補償」で構成されています。

傷害補償

市民団体の構成員及び参加者が、活動中に急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、死亡された場合に適用されます。通常の合理的な経路による自宅との往復中や宿泊を伴う活動も含みます。

- 急激：突発的に発生し、けがの原因としての事故が緩慢に（徐々に）発生するのではなく、原因となった事故から結果としてけがまでの過程が直接的で時間的間隔がないこと。
- 偶然：事故の発生が偶然、結果の発生が偶然、原因・結果ともに偶然である、のいずれかに該当する予知されないできごと。
- 外来：けがの原因が、被補償者の身体の外からの作用によること。

	傷害事故（被補償者 1 人当たり）
死亡補償	200 万円
後遺障害補償	後遺障害の程度により 200 万円から 6 万円
入院補償	1 日 3,000 円
通院補償	1 日 2,000 円

①補償金の内容

1. 死亡補償金：事故発生の日から 180 日以内に死亡したとき。
2. 後遺障害補償金：事故発生の日から 180 日以内に後遺障害が生じたとき。
3. 入院補償金：事故発生の日から 180 日以内を限度として
4. 手術補償金：入院補償金が支払われるとき、そのけがの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40 倍）を乗じた額を補償します。
5. 通院補償金：通院日数に対し、90 日を限度として（事故後 180 日以内に限る。）

②対象とならない主な事故（傷害補償、特定疾病補償）

1. 市民団体の構成員及び参加者の故意又は重大な過失による事故
2. スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動（練習、試合、合宿、遠征中等）における参加者の事故
3. 市民活動の対象者（サービスの受け手）の事故
4. 市が主催する講演会等の行事に聴講のため参加した者の事故
5. 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
6. 地震、噴火又はこれらによる津波による事故
7. 市民団体の構成員及び参加者の脳疾患、疾病（熱中症等並びに特定疾病事故を除く。）又は心神喪失による事故
8. 市民団体の構成員及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
9. 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
10. 市民団体の構成員及び参加者の無資格運転及び酒酔い運転により発生した事故
11. むちうち症及び腰痛で医学的他覚症状のないもの

特定疾病補償

	特定疾病事故（被補償者1人当たり）
死亡弔慰金	50万円

- ① 市民団体の構成員及び参加者が急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）を原因として、市民活動中に死亡し、又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
- ② ①の疾患並びに熱中症等以外の疾患を、市民団体の構成員及び参加者が市民活動中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。ただし、急性アルコール中毒及び麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。（例：低体温症、脱水症）

*対象とならない主な事故は、傷害補償の欄に記載してあります。

賠償責任補償

市民団体及び市民団体の構成員が活動中に、管理監督の不手際や指導、誘導ミスなどによって、参加者又は第三者の生命、身体、財物に損害を与え、当該市民団体等が法律上の損害賠償責任を負った場合に適用されます。また、自宅との往復途上についても適用されます。

身体賠償（対人）	限度額 1人：5,000万円 1事故：5億円
財物賠償（対物）	限度額 1事故：1,000万円
保管者賠償	限度額 1事故：500万円
業務外個人行為賠償	限度額 1事故：2億円

※ 身体賠償、財物賠償、保管者賠償、業務外個人行為賠償とも、自己負担額（免責金額）はありません。

- （１）身体賠償：参加者や第三者の身体に損害（死亡、傷害）を与えた場合
- （２）財物賠償：参加者や第三者の財物に損害（滅失、毀損）を与えた場合
- （３）保管者賠償：参加者や第三者からの預かり品や管理していた物を滅失・毀損・汚損などにより損害を与えた場合
- （４）業務外個人行為賠償：市民活動中や自宅との往復途上において、個人の行為により第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与えた場合

①支払われる費用

- １．被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業費、葬儀費、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など
- ２．保険会社の承認を経て支出した訴訟、仲裁、和解、調停の費用
- ３．損害の防止、軽減のため、有益な応急、緊急措置の費用

②対象とならない主な事故

- １．市民団体の構成員の故意による事故
- ２．戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
- ３．地震、噴火、洪水、津波又は高潮による事故
- ４．市民団体の構成員の同居の親族に対する事故
- ５．市民団体の構成員が所有、使用若しくは管理する車両による事故
- ６．施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故

【 もしも事故が起きてしまったら 】

万一、市民活動中に事故がおきましたら、できるだけ早く、市役所市民活動支援課までご連絡ください。事故報告書に団体の概要が把握できる資料や事故当時の活動が把握できる資料等の書類を添え、事故発生後速やかに市民活動支援課に提出していただきます（提出が遅れると保険の対象外になる場合があります）。その後の具体的な手順は、事故の状況によって異なりますので、事故が発生した際にご相談させていただきます。

お問い合わせ先

木更津市役所 市民協働部 市民活動支援課

TEL 0438-23-8610